



鳥取県公報

平成15年3月31日(月)

号外第34号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則〈16〉(職員課) 2

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

1 法令等の制定改廃等による改正

身体障害者福祉法の一部改正その他の根拠法令の制定改廃等に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

2 組織改正による改正

協働推進室の設置その他の組織改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

3 権限配分の見直しによる改正

(1) 公文書に関する事務(通達、申請、進達、副申、通知、照会、回答、報告、依頼、送付又は督促)のうち知事の名において処理することが適当であるもの以外のもの(地方機関の長に委任された事務を除く。)で重要なものに係る事務処理権限に防災監委任決裁を加える等の改正を行うこととした。

(2) 国が行う叙位又は叙勲の具申に係る事務処理権限の区分を次のように改めることとした。

改正後		現行	
国が行う表彰に係る具申	知事決裁	国が行う表彰又は叙位若しくは叙勲に係る具申	知事決裁
春秋叙勲及び褒賞に係るもの	知事決裁		
叙位、高齢者叙勲、死亡叙勲及び遺族追賞に係るもの	総務部長の専決事項		

(3) 国等に対する請願、陳情その他の要望に係る事務処理権限の区分を次のように改めることとした。

改正後		現行	
ア 知事の名において処理することが適当であるもの	知事決裁	特に重要なもの	知事決裁
イ ア以外のもの	部長委任決裁	重要なもの	部長の専決事項

(4) 協定書、覚書その他これらに類するものの締結に係る事務処理権限の区分を定めることとした。

(5) 課長の専決事項である事実の証明又は謄本、抄本等の交付に係る事務処理権限の区分を次のように改めることとした。

ア 知事の名において処理することが適当なもの 課長の専決事項

イ ア以外のものうち地方機関の長に委任された事務に係るもの 地方機関の長委任決裁

- ウ イ以外のもののうち重要なもの 部長委任決裁
エ イ以外のもののうち軽易なもの 課長委任決裁
- (6) 損害の賠償の事務のうち重要なものに係る事務処理権限の区分を部長の専決事項（現行 知事決裁）に改めることとした。
- (7) 補助金、交付金、負担金、貸付金、利子補給金その他の財政援助金に係る事務のうち交付要綱の決定、変更及び廃止等に関する事務処理権限の区分を定めることとした。
- (8) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日
この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第16号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

	4 略		略
	5 国等に対する請願、陳情その他の要望 (一) 知事の名において処理することが適当であるもの (二) (一)以外のもの	○	○
	6 略		略
	7 略		略
	8 略		略
	9 略		略
	10 略		略
	11 略		略
	12 略		略
	13 協定書、覚書その他これらに類するものの締結 (一) 知事の名において処理することが適当であるもの (1) 特に重要なもの (2) 重要なもの (二) (一)以外のもの (1) 地方機関の長に委任された事務に係るもの (2) (1)以外の事務に係るもの イ 重要なもの ロ 軽易なもの	○	○
	14 略		略
三 組織及び人事管理に関する事務	1 略		略
	2 略		略
	3 略		略
	4 略		略
	5 略		略
	6 略		略
	7 略		略
	8 略		略
	9 略		略
	10 略		略
	11 略		略
	12 略		略
	13 略		略
	14 略		略
四 指導監督に関する事務	1 略		略
	2 略		略
	3 略		略

	4 略		略
	5 国等に対する請願、陳情その他の要望 (一) 特に重要なもの (二) 重要なもの	○	○
	6 略		略
	7 略		略
	8 略		略
	9 略		略
	10 略		略
	11 略		略
	12 略		略
	13 略		略
三 組織及び人事管理に関する事務	1 略		略
	2 略		略
	3 略		略
	4 略		略
	5 略		略
	6 略		略
	7 略		略
	8 略		略
	9 略		略
	10 略		略
	11 略		略
	12 略		略
	13 略		略
	14 略		略
四 指導監督に関する事務	1 略		略
	2 略		略
	3 略		略

6 略		略
7 略		略
8 略		略
9 略		略
10 略		略
11 略		略
九 略		
1 略		略
2 略		略
3 略		略
十 略		
1 略		略
2 略		略
3 略		略

6 略		略
7 略		略
8 略		略
9 略		略
10 略		略
11 略		略
九 略		
1 略		略
2 略		略
3 略		略
十 略		
1 略		略
2 略		略
3 略		略

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係)

個別事項に係る事務処理権限

所 属 名 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長又は総合 事務所の局 長の名称	
		知事	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者			
			部長	課長	地方機関 の長又は 総合事務 所の局長	部長	課長		地方機関 の長又は 総合事務 所の局長
略									
管財									
課四	鳥取県宿 舎管理規則 (昭和57年 鳥取県規則 第24号)に 基づく知事 の判断に属 する事務	1 宿舎に係る事務 (一) 同規則第11条 第1項の規定によ る宿舎に係る貸付 料の決定 (二) (一)以外のもの (1)~(9) 略					○		
五 略									
六	営繕工事 に係る知事 の判断に属 する事務	1 営繕工事に係る起 工の決定 (一) 請負対象設計 金額(請負表等の 対象となる部分の 設計金額をいう。 管財課の項の六及 び七において同じ 。)が5億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が5億円未満 の工事に係るもの (1) 工事費が2 億円以上の工事 に係るもの (2) 工事費が2 億円未満の工事 に係るもの イ 建築工事に 係るもの (イ) 工事費 が6,000万 円以上の工 事に係るもの (ロ) 工事費 が6,000万 円未満の工 事に係るもの a 特殊な 技術を必 要とする 工事又は 営繕費に	○					○	

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係)

個別事項に係る事務処理権限

所 属 名 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長又は総合 事務所の局 長の名称
		知事	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者		
			部長	課長	地方機関 の長又は 総合事務 所の局長	部長	課長	
略								
管財								
課四	鳥取県宿 舎管理規則 (昭和57年 鳥取県規則 第24号)に 基づく知事 の判断に属 する事務	1 宿舎に係る事務 (一) 同規則第11条 第1項の規定によ る宿舎に係る貸付 料の決定 (二) (一)以外のもの (1)~(9) 略 (10) 水道試験場 の宿舎に係るもの					○	水道試験場
五 略								

<p>係る本庁 会及び職 会棟の工 事に係る もの b a以外 のもの (a) 鳥 取地方 県土整 備局及 び八頭 地方県 土整備 局の管 轄区域 に係る もの (b) 倉 吉地方 県土整 備局の 管轄区 域に係 るもの (c) 米 子地方 県土整 備局及 び日野 総合事 務所の 管轄区 域に係 るもの ロ 設備工事に 係るもの (イ) 工事費 が2,000万 円以上の工 事に係るも の (ロ) 工事費 が2,000万 円未満の工 事に係るも の a 特殊な 技術を必 要とする 工事に係 るもの b a以外 のもの (a) 鳥 取地方 県土整 備局及 び八頭 地方県 土整備 局の管 轄区域 に係る もの (b) 倉 吉地方 県土整 備局の 管轄区 域に係 るもの (c) 米 子地方 県土整 備局及 び日野 総合事 務所の 管轄区 域に係 るもの</p>																																	
<p>2 営繕工事に係る設 計の変更 (一) 請負対象認定 金額が5億円以上 の工事に係るもの (1) 契約金額の</p>		○																															

<p>2割以上の増減を伴うもの (2) (1)以外のもの</p>	○	○ 鳥取地方県土整備局長
<p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>	○	
<p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p>	○	
<p>(2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	
<p>イ 建築工事に係るもの</p>	○	
<p>(イ) 工事費が6,000万円以上の工事に係るもの</p>	○	
<p>(ロ) 工事費が6,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	
<p>a 特殊な技術を必要とする工事又は営繕等に係る本庁舎及び議会兼の工事に係るもの</p>	○	
<p>b a以外のもの</p>	○	
<p>(a) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p>	○	鳥取地方県土整備局長
<p>(b) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p>	○	倉吉地方県土整備局長
<p>(c) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	米子地方県土整備局長
<p>ロ 設備工事に係るもの</p>	○	
<p>(イ) 工事費が2,000万円以上の工事に係るもの</p>	○	
<p>(ロ) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	
<p>a 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p>	○	
<p>b a以外のもの</p>	○	
<p>(a) 鳥取地方県土整備局及び八頭</p>	○	鳥取地方県土整備局長

<p>地方県土整備局の管轄区域に係るもの (b) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (c) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>					○	倉吉地方県土整備局長												
<p>3 営繕工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定 (一) 請負対象額計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象額計金額が1,000万円未満の工事に係るもの (1) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの (2) (1)以外のもの イ 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの ロ 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの ハ 米子地方県土整備局及び日野総合事務所管轄区域に係るもの</p>	○	○	○			○	鳥取地方県土整備局長	○	倉吉地方県土整備局長	○	米子地方県土整備局長							
<p>4 営繕工事に係る請負契約の締結の決定 (一) 請負対象額計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 請負対象額計金額が6,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象額計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (イ) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会</p>	○	○	○															

<p>様の工事に 係るもの (ロ) (イ)以 外のもの a 鳥取地 方県土整 備局及び 八頭地方 県土整備 局の管轄 区域に係 るもの b 倉吉地 方県土整 備局の管 轄区域に 係るもの c 米子地 方県土整 備局及び 日野総合 事務所の 管轄区域 に係るも の (2) 設備工事に 係るもの イ 請負対象 計金額が 2,000万円以 上の工事に係 るもの ロ 請負対象 計金額が 2,000万円未 満の工事に係 るもの (イ) 特殊な 技術を必要 とする工事 に係るもの (ロ) (イ)以 外のもの a 鳥取地 方県土整 備局及び 八頭地方 県土整備 局の管轄 区域に係 るもの b 倉吉地 方県土整 備局の管 轄区域に 係るもの c 米子地 方県土整 備局及び 日野総合 事務所の 管轄区域 に係るも の</p>										<p>○ 鳥取地方県土 整備局長</p> <p>○ 倉吉地方県土 整備局長</p> <p>○ 米子地方県土 整備局長</p>																					
<p>5 営繕工事に係る土 地、水田等の測量及 び調査 (一) 契約の対象と なる部分の金額が 1億円以上の工事 に係るもの (二) 契約の対象と なる部分の金額が 3,000万円以上1 億円未満の工事に 係るもの (三) 契約の対象と なる部分の金額が 3,000万円未満の 工事に係るもの (1) 契約の対象 となる部分の金 額が2,000万円 以上の工事に係 るもの (2) 契約の対象 となる部分の金 額が2,000万円</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>																														

<p>未済の工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事又は管轄費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (ハ) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所管轄区域に係るもの</p>	<p>○</p>						<p>○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 倉吉地方県土整備局長 ○ 米子地方県土整備局長</p>	
<p>6 管轄工事に係る設計又は監督の委託の決定 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が3,000万円未満の工事に係るもの (1) 契約の対象となる部分の金額が500万円以上の工事に係るもの (2) 契約の対象となる部分の金額が500万円未満の工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事又は管轄費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (ハ) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所管轄区域に係るもの</p>	<p>○ ○ ○ ○ ○</p>						<p>○ 鳥取地方県土整備局長 ○ 倉吉地方県土整備局長 ○ 米子地方県土整備局長</p>	
<p>7 他部署の所掌に係る管轄工事の受託の決定</p>	<p>○</p>							

	<p>8 営繕工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行 (一) 建設工事に係るもの (1) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事(特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会議事棟の工事を除く。)に係るもので鳥取県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 請負対象設計金額が2億円未満の工事(特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会議事棟の工事を除く。)に係るもので倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (3) 請負対象設計金額が2億円未満の工事(特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会議事棟の工事を除く。)に係るもので米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (二) 設備工事に係るもの (1) 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事(特殊な技術を必要とする工事を除く。)に係るもので鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (2) 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事(特殊な技術を必要とする工事を除く。)に係るもので倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (3) 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事(特殊な技術を必要とする工事を除く。)に係るもので米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>						<p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 倉吉地方県土整備局長</p> <p>○ 米子地方県土整備局長</p> <p>○ 鳥取地方県土整備局長</p> <p>○ 倉吉地方県土整備局長</p> <p>○ 米子地方県土整備局長</p>								
	<p>9 不動産登記法(明治29年法律第21号)に基づく不動産の登記</p>						<p>○ 地方県土整備局長</p>								
<p>七 営繕工事に係る鳥取県建設工事執行規則(昭和18年鳥</p>	<p>1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一) 建築工事に係るもの</p>														

事務所の 管轄区域 に係るもの															
<p>3 同規則第5条(同規則第22条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会議場の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>b 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>c 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鳥取地方県土整備局長	倉吉地方県土整備局長	米子地方県土整備局長	鳥取地方県土整備局長	倉吉地方県土整備局長
<p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>b 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鳥取地方県土整備局長	倉吉地方県土整備局長			

係るもの c 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの								○	米子地方県土整備局長
4 同規則第9条第1項の規定による入札参加者の指名 (一) 請負対象設計金額が5,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5,000万円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 特殊な技術を必要とする工事又は管轄費に係る本庁舎及び講堂棟の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (ロ) 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの (ハ) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象設計金額が2,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が2,000万円未満の工事に係るもの (イ) 特殊な技術を必要とする工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの b 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの c 米子地方県土整備局及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの									鳥取地方県土整備局長 倉吉地方県土整備局長 米子地方県土整備局長 鳥取地方県土整備局長 倉吉地方県土整備局長 米子地方県土整備局長

<p>5 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 特殊な技術を必要とする工事又は管理費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>ロ 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>ハ 米子地方県土整備局及び日野総合事務所管轄区域に係るもの</p>	○	○	○						○	鳥取地方県土整備局長
<p>6 同規則第22条の規定による請負交渉の相手方の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 特殊な技術を必要とする工事又は管理費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>ロ 倉吉地方県土整備局の管轄区域に係るもの</p> <p>ハ 米子地方県土整備局及び日野総合事務所管轄区域に係るもの</p>	○	○	○						○	鳥取地方県土整備局長
<p>7 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額(請負交渉の締結後に請負対象設計金額を変更した場合)については、当初の請負対象設計金額、管理費の項の六において</p>	○									

<p>同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>	○																														
<p>8 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求 (一) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局に係るもの (2) 倉吉地方県土整備局に係るもの (3) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所に係るもの</p>		○								○	鳥取地方県土整備局長	○	倉吉地方県土整備局長	○	米子地方県土整備局長																
<p>9 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費(請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。管財課の項の七において同じ。)が2億円以上請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	○		○																												
<p>10 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令 (一) 特殊な技術を必要とする工事又は営繕費に係る本庁舎及び議会棟の工事に係るもの (二) (一)以外のもの (1) 鳥取地方県土整備局及び八頭地方県土整備局に係るもの (2) 倉吉地方県土整備局に係るもの (3) 米子地方県土整備局及び日野総合事務所に係るもの</p>		○									○	鳥取地方県土整備局長	○	倉吉地方県土整備局長	○	米子地方県土整備局長															
<p>11 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求 (一) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの</p>	○																														

